

第2次糸満市観光振興基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、第2次糸満市観光振興基本計画の策定にあたって、現状の分析及び具体的なアクションプランを民間の創意工夫と柔軟な発想による質の高い成果を得るため、公募型プロポーザルにより受託事業者を選定することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 業務名

第2次糸満市観光振興基本計画策定業務

(2) 委託上限金額

15,510,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月16日まで

(4) 業務内容

別添「第2次糸満市観光振興基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び糸満市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 過去5年間（R2～R6）に、国・地方公共団体が発注する観光分野の施策推進計画の受託実績を有すること。
- (7) 本業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は（1）～（7）の資格要件を満たすとともに、構成員は、（1）～（5）、（7）の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合は、同時に単独での参加はできない。

4. スケジュール

項目		期日等
1	公募内容の公表（市ホームページ）	令和7年4月3日（木）
2	質問の提出期限	令和7年4月11日（金）12時必着
3	質問に対する回答	令和7年4月15日（火）まで回答
4	参加申込書の提出	令和7年4月18日（金）12時必着
5	企画提案書等の提出	令和7年4月21日（月）12時必着
6	一次審査結果の通知	令和7年4月24日（木）

7	プレゼンテーションの審査	令和7年4月30日（水）
8	二次審査結果の通知	令和7年5月8日（木）までに通知
9	委託契約	令和7年5月16日（金）予定

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書（様式1）
- ②提出期限 令和7年4月11日（金）12：00必着
- ③提出方法 電子メールにて提出（※電話、口頭による照会対応は行わない。）
- ④宛 先 kanko@city.itoman.lg.jp

(2) 質問に対する回答

- ①回 答 令和7年4月15日（火）12：00までにホームページへ公表する。

6. 応募方法

(1) 参加申込み

- ①申込期間 令和7年4月3日（木）～令和7年4月18日（金）12：00必着
- ②提出書類 様式2
- ③提出方法 持参又は郵送
- ④提出場所 〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地
糸満市役所 3階 観光・スポーツ振興課（担当：照谷、上原）

(2) 企画提案

- ①提出期限 令和7年4月21日（月）12：00必着
- ②提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。

提出書類		様式等	提出部数
1	会社概要	様式3	正本1部 副本7部 (副本は写し可)
2	受託業務実績	様式4	
3	企画提案書	様式5	
4	見積書	様式6	
5	業務執行体制	様式7	
6	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	3ヶ月以内に発行されたものの写し	
7	定款	写し	
8	納税証明書	国税及び地方税の未納のない証明書	
9	誓約書	様式8	
10	法人の財務状況に関する書類	損益計算書、貸借対照表、法定監査を受けた場合の監査報告書 (直近3年分)	
11	共同企業体構成員表	様式9（複数の企業での申し込みの場合）	

- ③上記「②提出書類」の順に綴り、様式ごとにインデックスを貼り付けること。
- ④フラットファイル等で綴り、背表紙及び表紙に業務名及び事業者名を表示すること。
- ⑤提出方法 持参又は郵送
- ⑥提出場所 6.(1)の④提出場所を参照

7. 見積要件

今回の企画提案にあたっては、15,510,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

8. 審査基準及び審査方法

(1) 一次審査

企画提案書及びその他の提出資料について、事務局が一次審査を行い、結果を全応募者に対して通知する。

(2) 二次審査の審査評価手法

観光振興基本計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき審査（企画提案書、プレゼンテーション、質疑等）を行い、優先候補者の順位を決定する。

(3) プレゼンテーション審査（二次審査）

①日 時 令和7年4月30日（水）

※時間については、別途メールにて連絡する。

②会 場 糸満市役所3階 3-b 会議室

(4) プレゼンテーション実施方法

①1事業者あたり、プレゼンテーションの時間を35分（説明20分、質疑15分）とする。

②1事業者につき、最大3名までの入室を認める。業務責任者は必ず参加させること。

③プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うこととする。

④プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

(5) 審査基準（100点満点）

本事業の目的を実現する上で必要な事項を評価項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から審査する。

	評価項目	点数
会社の実績等 (5点)	実績（同種・類似業務）	5点
企画力 (70点)	業務全般に対する理解度	15点
	提案内容及び分析手法	15点
	具体的かつ実現可能性	15点
	提案が独自性でほかにはない	15点
	評価手法や KPI 設定などの進捗管理手法	10点
業務体制（20点）	業務を遂行するうえでの確かな体制及び管理手法	20点
妥当性（5点）	見積金額に節減努力など	5点

9. 選定方法

企画提案書等の他、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に評価を行い、以下のとおり優先候補者を選定する。

- (1) 評価項目は、選定基準表によるものとし、最低基準点を超えた者のうち、委員毎に合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を優先候補者とし、2番目に第1位と採点した委員を多く獲得した者を次点者として選定する。第1位が同数の場合は、第2位以降について同様の判断を繰り返し行う。
- (2) 最低基準点は、60点×委員数とする。
- (3) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は優先候補者とする。

10. 審査結果の通知

一次審査の結果は、全応募者に対して令和7年4月24日までに電話及びメールにて通知する。また、二次審査の結果は、プレゼンテーションを実施し、優先候補者と次点候補者を決定した後、令和7年5月8日までに各提案事業者に対して文書にて通知する。優先候補者、次点候補者については、名称をホームページに掲載する。審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとする。

11. 受託事業者の決定及び契約

優先候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

12. 注意事項

受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することはできない。

13. 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 1つの事業者が複数提案したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) その他本件企画提案に関する条件に違反したとき。

14. その他

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類の所有権は、本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (4) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

15. 問い合わせ先

〒901-0392

糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所3階

経済部 観光・スポーツ振興課 (担当：照谷・上原)

TEL：098-840-8135 FAX：098-840-8155

Email：kanko@city.itoman.lg.jp

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日を除く）